

## ↳ 国税関係帳簿の電磁的記録による保存

**Q** : 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等を検討しています。市販の会計ソフトを使って経理処理をしている場合は、認められますか？

**A** : 一定の会計ソフトを使用する場合は認められます。

### 【解説】

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取扱いは、令和3年度の税制改正により要件が大幅に緩和され、市販の会計ソフトを使用し、ディスプレイやシステムの概要書を備え付けること等の法令で定められた要件を満たしている場合には、紙による保存等に代えて、電磁的記録等による保存等を行うことが認められることとなりました。

会計ソフトが要件を満たしているかどうかは、メーカー等の操作説明書等で確認することとなりますが、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)による優良な電子帳簿に係る要件適合性の確認を受けたものは、パッケージ等にJIIMA認証の認証マークが印字されていますので、これで判断することもできます。

なお、国税関係帳簿について、過少申告加算税の軽減措置の規定の適用を受ける場合には、税務署長への届出に加え、特例国税関係帳簿の全てを会計ソフト等により作成している必要があり、その作成に使用する会計ソフトには、例えば電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能等の優良な電子帳簿の要件を満たすための機能が必要となります。

